第75号議案

令和 5 年 11 月における新宿区長等の給料の特例 に関する条例

上記の議案を提出する。

令和5年10月17日

提出者 新宿区長 吉住 健一

令和 5 年 11 月における新宿区長等の給料の特例に関する条例

(給料に関する特例)

第1条 区長及び副区長の令和5年11月1日から同月30日までの間における給料の額は、新宿区長及び副区長の給料等及び旅費条例(昭和22年新宿区条例第13号)第2条の規定にかかわらず、区長にあっては同条第1号に掲げる額から当該額に100分の30を乗じて得た額を、副区長にあっては同条第2号に掲げる額から当該額に100分の20を乗じて得た額をそれぞれ減じて得た額とする。

(適用除外)

第2条 前条の規定は、新宿区長等の退職手当に関する条例(昭和 34年新宿区条例第1号)第3条に規定する退職手当の額の算出に ついては、適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

区長及び副区長の給料の特例措置を定める必要があるため